

一般社団法人 サービス連合情報総研
会員規程

施行：2018年7月30日

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人サービス連合情報総研（以下「当法人」という。）の定款第2章の規定に基づき、当法人の会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の構成員)

第2条 本規程における会員とは、定款第6条の定めるところにより、次の3種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した法人
- (2) 準会員 当法人の事業を中長期的に援助するために入会した団体・個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した団体・個人

(会員の権利)

第3条 正会員は、次の権利を有するものとする。

- (1) 第2条及び定款第17条の定めるところによる、当法人の社員総会における議決権
- (2) 調査・研究事業への参加
- (3) 調査・研究事業における成果物の共有及びその利用
- (4) 研究会・セミナー・委員会等への出席
- (5) 前各号に関する図書・紙誌等の刊行物及び電子出版物の閲覧
- (6) 当法人への業務委託

第4条 準会員の権利は、第3条第5号のうち、刊行物（季刊誌・年度内4回発刊）及び理事会で別途定める電子出版物の閲覧とする。

第5条 賛助会員の権利は、理事会の決議による。

(会員の義務)

第6条 会員は、定款に定められた目的と事業内容を認識し、本規程を遵守したうえで、当法人の運営を支えなければならない。

- 2 会員は、定款第8条の定めるところにより、本規程に従い入会金と会費を納入しなければならない。
- 3 会員は、当法人の活動に対して知り得た会員以外への流出を禁じた情報について、他人に開示し、漏らし、または自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。退会した後も同様とする。
- 4 会員は、当法人及び他の会員の名誉棄損、名誉棄損になる恐れがある行為、また当法人の名誉を傷つける可能性のある風評若しくは風説の流布（口頭、紙誌、インターネット等その媒体を問わず。）をおこなってはいけない。

(入会手続)

第7条 当法人の会員になろうとするものは、入会を申し込みする書類（別紙：様式4「入会申込書」）を当法人に提出しなければならない。

- 2 当法人への入会には、次の基準を元にした理事会の承認を得るものとする。

- (1) 当法人の目的に賛同し、定款第6条各号の規程に該当するものであること。
- (2) 当法人の会員であったものである場合については、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

3 入会の窓口は、事務局とする。

(入会承認の手続)

第8条 理事会において入会の可否を決定したときは、その旨を連絡する書類(別紙:様式5「会員登録連絡書」)により、入会申込者に通知しなければならない。

2 入会日は「会員登録連絡書」により、会員に通知しなければならない。

3 正会員及び準会員の入会日は、原則として毎年9月1日とする。

(経費負担)

第9条 入会者は、「会員登録連絡書」を受領後、すみやかに入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費は、当法人が指定する金融機関口座への振り込みによる方法にて支払うものとする。なお、支払いに伴い振込手数料が発生した場合は、会員の負担とする。

3 入会金は、2018年7月30日開催臨時社員総会の定めるところにより、次のとおりとする。ただし、社員総会の決議により免除することができる。なお、退会する場合の入会金の返還はおこなわない。

(1) 正会員 100万円

(2) 準会員 1万円

(3) 賛助会員 10万円

4 正会員の会費は年会費として取り扱い、2018年7月30日開催臨時社員総会の定めるところにより、次の各号記載額の合算とする。ただし、当法人の理事となった正会員は、社員総会において定められる特別年会費を納入しなければならない。なお、退会する場合の年会費及び特別年会費の返還可否や払い戻し額は、理事会の決議による。

(1) 別表Aに基づく、季刊誌(年度内4回発刊)購読部数に応じた額

(2) 別表Bに基づく、「入会申込書」記載時点における申し込み法人の構成人員に応じた額

5 準会員(団体)の会費は年会費として取り扱い、2018年7月30日開催臨時社員総会の定めるところにより、別表Aに基づく、季刊誌(年度内4回発刊)購読部数に応じた額とする。なお、退会する場合の年会費の返還可否や払い戻し額は、理事会の決議による。

6 準会員(個人)の会費は年会費として取り扱い、2018年7月30日開催臨時社員総会の定めるところにより、季刊誌(年度内4回発刊)購読料金として2,800円とする。なお、退会する場合の年会費の返還可否や払い戻し額は、理事会の決議による。

7 賛助会員の会費は、社員総会において定める。なお、退会する場合の会費の返還可否や払い戻し額は、理事会の決議による。

(有効期間)

第10条 正会員及び準会員における会員資格の有効期間は原則として1事業年度とし、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。以後については、第11条による退会の申し出、若しくは第12条による除名、又は第13条による会員の資格喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

- 2 賛助会員における会員資格の有効期間は、理事会の決議による。
- 3 正会員における更新後の年会費において、第9条第4項第2号は『「入会申込書」記載時点』を「当該事業年度9月1日時点」に改める。

(任意退会)

- 第11条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。予告の手段は問わない。
- 2 退会する会員は、退会の予告の後、すみやかにその旨を連絡する書類（別紙：様式6「会員情報変更・退会届」）を当法人に提出しなければならない。

(除名)

- 第12条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、「一般法人法」第49条第2項及び定款第14条第3項第1号に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

- 第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。なお、会費の返還可否や払い戻し額は、理事会の決議による。ただし、第5号の場合は会費の返還はおこなわない。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 6か月以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総社員の同意があったとき。

(変更の届出)

- 第14条 会員は、「入会申込書」の内容に変更が生じた場合、すみやかにその旨を連絡する書類（別紙：様式6「会員情報変更・退会届」）を当法人に提出しなければならない。
- 2 会員は、第2条で定める会員の種別変更を希望する場合、「会員情報変更・退会届」を当法人に提出し理事会の承認があれば変更することができる。なお、変更に伴う会費の追加請求額、若しくは払い戻し額は、理事会の決議による。

(会員への告知)

- 第15条 当法人の会員への告知は、書面又は電磁的記録でおこなう。

(損害賠償)

- 第16条 当法人が会員の諸活動によって何らかの損害を被った場合は、当法人は当該会員に対して損害の賠償を求めることができる。

(改廃)

- 第17条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、2018年7月30日から施行する。

(別表A)

区分	季刊誌購読部数	金額
あ	1部以上5部以下	10,000円
い	6部以上10部以下	20,000円
う	11部以上20部以下	40,000円
え	21部以上30部以下	60,000円
お	31部以上50部以下	100,000円
か	51部以上100部以下	180,000円
き	101部以上150部以下	270,000円
く	151部以上200部以下	360,000円
け	201部以上250部以下	390,000円
こ	251部以上300部以下	420,000円
さ	301部以上350部以下	490,000円
し	351部以上400部以下	550,000円

*季刊誌購読部数が401部以上の場合は、社員総会において別途定める。

(別表B)

区分	法人構成人員	金額
ア	1人以上1,000人以下	50,000円
イ	1,001人以上1,500人以下	75,000円
ウ	1,501人以上2,000人以下	100,000円
エ	2,001人以上2,500人以下	200,000円
オ	2,501人以上3,000人以下	250,000円
カ	3,001人以上4,000人以下	300,000円
キ	4,001人以上5,000人以下	400,000円
ク	5,001人以上6,000人以下	500,000円

*法人構成人員が6,000人以上の場合は、社員総会において別途定める。

一般社団法人サービス連合情報総研

様式4 入会申込書

一般社団法人サービス連合情報総研 入会申込書

一般社団法人サービス連合情報総研

_____年 ____月 ____日

代表理事 殿

<団体の場合> 団体名・代表者氏名 <個人の場合> 氏名

_____ 印

一般社団法人サービス連合情報総研の目的に賛同し、入会申し込みをします。

入会後は、一般社団法人サービス連合情報総研の定款及び規則・規程類を遵守します。

会員種別	<input checked="" type="checkbox"/> 印	<input type="checkbox"/> 正会員（法人）	<input type="checkbox"/> 準会員（団体）	<input type="checkbox"/> 準会員（個人）	<input type="checkbox"/> 賛助会員
------	---------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-------------------------------

会員名	個人名・連絡担当者氏名フリガナー
<団体の場合> 団体名・ 連絡担当者氏名	

連絡先住所	〒
同 メールアドレス	
同 電話番号	

◆正会員会費区分 季刊誌購読部数_____部 ⇒ 区分 あ〜し

法人構成人員 _____人 ⇒ 区分 ア〜ク

◆準会員会費区分 季刊誌購読部数_____部 ⇒ 区分 あ〜し

【お問い合わせ先】 一般社団法人サービス連合情報総研 事務局 担当：神田

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

TEL：03-5919-1785 FAX：03-5919-1786

E-MAIL：kanda@joho-soken.or.jp

一般社団法人サービス連合情報総研 会員登録連絡書

_____ 殿 _____年 ____月 ____日

一般社団法人サービス連合情報総研

代表理事 長縄将幸

印

貴殿の一般社団法人サービス連合情報総研への入会申し込みについては、理事会にて以下決定しました。入会者におかれましては、入会金及び会費を別添請求書記載金融機関口座へ振り込みにてお支払いください。なお、振込手数料が発生する場合は、会員にて負担願います。

入会を承認しません

入会を承認します（入会日：_____年 ____月 ____日付け）

会員種別

正会員（法人） 準会員（団体） 準会員（個人） 賛助会員

入会金

円（社員総会の決議により免除します）

会費

円

会費根拠

季刊誌購読部数 区分「 」 円

正会員

法人構成人員 区分「 」 円

同 準会員

季刊誌購読部数 区分「 」 円

◆正会員（法人）におかれましては、
季刊誌「SQUARE」の発送先ごとの部数をご連絡ください。

◆準会員（団体）・（個人）会員におかれましては、
季刊誌「SQUARE」を入会申込書に記載いただいた住所へお送りします。
変更がある場合はご連絡ください。

【お問い合わせ先】 一般社団法人サービス連合情報総研 事務局 担当：神田

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

TEL：03-5919-1785 FAX：03-5919-1786

E-MAIL：kanda@joho-soken.or.jp

一般社団法人サービス連合情報総研 会員情報変更・退会届

一般社団法人サービス連合情報総研

_____年 ____月 ____日

代表理事 殿

<団体の場合> 団体名・代表者氏名 <個人の場合> 氏名

_____ 印

会員情報を変更します（該当時印、以下該当する変更項目に印）

1. 会員種別の変更

新しい会員種別 印 正会員（法人） 準会員（団体） 準会員（個人） 賛助会員

2. 会員名の変更

新しい会員名 _____

3. 団体の連絡担当者変更

新しい担当者名 _____

4. 連絡先の変更

新しい連絡先 _____

5. 【正会員】【準会員】季刊誌購読部数の変更

新しい購読部数 _____ 部 ⇒ 新しい区分（あ～し） _____

6. 【正会員】法人構成人員の変更

新しい構成人員 _____ 人 ⇒ 新しい区分（ア～ク） _____

退会します（該当時印）

退会理由 _____

【お問い合わせ先】 一般社団法人サービス連合情報総研 事務局 担当：神田

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

TEL：03-5919-1785 FAX：03-5919-1786

E-MAIL：kanda@joho-soken.or.jp